

Q&A

神戸市社会福祉施設等ICT化推進事業について

Q 1. 兵庫県の「介護業務における業務効率化支援事業」を申請しているが、本制度も申請してもいいのか。

- ・同じ機器に対して、本制度と県制度の両方を利用することはできませんので、ご留意ください。

Q 2. 今年度本制度の補助金の支給を受けたが、同じ施設等で来年度も申請をすることが可能なのか。

- ・原則、申請は1施設等1回のみです。過去に申請した施設等は対象外になります。

Q 3. 共同生活援助としての指定は1つで受けており事業者番号も1つであるが、住居は3か所に分かれている。この場合の事業者数の数え方はどうなるか。

- ・1事業者としてカウントします。

Q 4. 特別養護老人ホームとショートステイ事業所を併設している場合、それぞれの事業所で申請ができるのか。

- ・事業所番号が同一の場合は、1事業所としてカウントするため、いずれかからの申請のみとなります。

Q 5. 過去に施設サービス事業所で補助を受けたことがあるが、併設する在宅サービス事業所として、別途申請ができるのか。

- ・事業所番号が同一の場合は、1事業所としてカウントするため、対象外になります。

Q 6. どんなものが補助対象になるのか。

- ・本制度の補助対象とは、下記のものを想定しています。

- 情報（データ）の記録作成やその情報を閲覧（職員全体で共有）する ICT 機器
：紙での記録 ⇒ データ入力・共有を行えるようにするためのパソコン 等

Q&A

神戸市社会福祉施設等ICT化推進事業について

- 音声などにより、施設や事業所内でリアルタイムに相互の情報共有を可能とする ICT 機器（オンライン会議の利用は対象外）
： インカム 等
- 上記機器を使用するために付随する経費 等
： wifi やソフトウェア資産 等

Q 7. ハードウェアをリースする場合は対象外になるのか。

- ・本制度の主旨に沿っているならば、リースの場合でも対象としています。ただし、補助金は、~~令和6~~令和7年4月1日から~~令和6~~令和7年12月31日の期間のリース代のみが対象です。

Q 8. wifi の調子が悪いため、wifi ルーター等の中継器のみを購入したい。対象になるか。

- ・情報（データ）の記録作成やその情報を閲覧（職員全体で共有）する機器や音声などにより、相互の情報共有を可能とする電子機器を使用するために必要な場合は、対象です。

Q 9. ~~令和6~~令和7年4月1日から~~令和6~~令和7年12月31日までに購入等したソフトウェアや

ハードウェアが補助対象になるが、交付決定を受ける前に購入したものを含

- ・~~令和6~~令和7年4月1日以降の購入品であれば、既に購入済みのものも補助対象です。ただし、交付要綱に基づき補助対象かどうかを判断しますので、必ずしも交付決定がなされるわけではありません。

Q10. 月額サービス利用料について、利用期間が ~~R6-令和7年-4月-1日~~～~~R6-令和7年-12月-31日~~ であれば ~~R6-令和7年-3月-31日~~までに契約していても補

- ・補助対象期間以前の契約・購入となるため、補助対象外。